

船舶事故調査報告書

平成29年7月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	転覆									
発生日時	平成28年11月18日 13時30分ごろ									
発生場所	秋田県由利本荘市西目漁港南南西方沖 羽後本荘港防波堤灯台から真方位194° 3.3海里（M）付近 （概位 北緯39° 20.3′ 東経139° 59.5′）									
事故の概要	漁船海秀丸は、操業中、転覆した。 海秀丸は、操縦者が落水して死亡し、船体が離岸堤に漂着して大破した。									
事故調査の経過	平成28年11月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。									
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 海秀丸、0.7トン AT3-9386（漁船登録番号）、個人所有 6.03m（Lr）×1.54m×0.65m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和61年2月13日									
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 79歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年9月22日 平成27年9月22日をもって失効していた。									
死傷者等	死亡 1人（操縦者）									
損傷	船体が大破（全損）									
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好、気温 14.3℃ 本事故発生場所の南西方約6.3Mに位置するにかほ地域気象観測所の観測値は、次のとおりであった。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>時刻 (時：分)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>08:00</td> <td>南東</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>09:00</td> <td>南南西</td> <td>1.9</td> </tr> </tbody> </table>	時刻 (時：分)	風向	風速 (m/s)	08:00	南東	1.3	09:00	南南西	1.9
時刻 (時：分)	風向	風速 (m/s)								
08:00	南東	1.3								
09:00	南南西	1.9								

		10:00	南南西	4.3																																		
		11:00	南南西	6.0																																		
		12:00	南西	4.2																																		
		13:00	南西	3.5																																		
		14:00	南西	3.7																																		
	<p>海象：波向 西北西、波高 約1m、水温 約16℃</p> <p>全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）による秋田港（本事故発生場所の北方約24.3M）の波浪観測値は、次のとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時：分)</th> <th colspan="2">有義波^{*1}</th> <th rowspan="2">波向</th> </tr> <tr> <th>波高 (m)</th> <th>周期 (s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>08:00</td> <td>1.01</td> <td>6.1</td> <td>西北西</td> </tr> <tr> <td>09:00</td> <td>0.89</td> <td>5.7</td> <td>西北西</td> </tr> <tr> <td>10:00</td> <td colspan="2">欠測</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11:00</td> <td>0.86</td> <td>5.5</td> <td>西北西</td> </tr> <tr> <td>12:00</td> <td>0.90</td> <td>5.1</td> <td>西北西</td> </tr> <tr> <td>13:00</td> <td>0.95</td> <td>5.2</td> <td>西北西</td> </tr> <tr> <td>14:00</td> <td>0.87</td> <td>5.3</td> <td>西北西</td> </tr> </tbody> </table> <p>本事故当時、気象に関する警報及び注意報の発表はなかった。</p>				時刻 (時：分)	有義波 ^{*1}		波向	波高 (m)	周期 (s)	08:00	1.01	6.1	西北西	09:00	0.89	5.7	西北西	10:00	欠測			11:00	0.86	5.5	西北西	12:00	0.90	5.1	西北西	13:00	0.95	5.2	西北西	14:00	0.87	5.3	西北西
時刻 (時：分)	有義波 ^{*1}		波向																																			
	波高 (m)	周期 (s)																																				
08:00	1.01	6.1	西北西																																			
09:00	0.89	5.7	西北西																																			
10:00	欠測																																					
11:00	0.86	5.5	西北西																																			
12:00	0.90	5.1	西北西																																			
13:00	0.95	5.2	西北西																																			
14:00	0.87	5.3	西北西																																			
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、刺し網漁の揚網を行う目的で西目漁港を出港した。</p> <p>操縦者の友人は、本船が、船首を南方に向けて操業を行っている状況を自宅の2階から見ていたところ、平成28年11月18日13時30分ごろ右舷方からの波を受けて左舷側に転覆するのを目撃した。</p> <p>操縦者の友人は、直ちに西目漁港に向かい、同漁港にいた知人に119番通報を依頼した。</p> <p>操縦者は、本船が漂着していた離岸堤の付近で地元消防隊により発見された後、搬送された病院で死亡が確認され、溺水による死亡と検案された。</p> <p>本船は、後日、僚船により西目漁港にえい航されたが、廃船処理された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>																																					
その他の事項	<p>操縦者の友人は、操縦者が高齢であったこともあり、平成20年ごろから本船に同乗して刺し網漁の手伝いを行っていた。</p> <p>本船は、本事故当日の09時00分ごろ操縦者が友人を同乗させて2人で出航したが、防波堤の外側に出たところ波及びうねりが高い状態であったので、操縦者の友人が操縦者に操業を取りやめるよう助言</p>																																					

*1 「有義波」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高い方から順に全体の1/3の個数の波を選び、これらの波高及び周期を平均したものをいう。1/3最大波ともいう。

	<p>をして帰航した。</p> <p>操縦者の友人は、着岸した際、操縦者に昼から再度出航しようと誘われ、12時00分ごろ西目漁港に到着したところ、本船が既に出航していたので、自宅に戻って2階から操縦者が1人で操業を行っている様子を見ていた。</p> <p>操縦者は、09時00分ごろに出航した際、カッパの上下及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>操縦者の友人は、ふだん、本船に同乗する際、操縦者から救命胴衣の着用を強く指示されており、操縦者が常に救命胴衣を着用して出航していることを知っていた。</p> <p>操縦者は、地元消防隊に発見された際、上半身に肌着1枚を着用しており、操縦者の救命胴衣は発見されなかった。</p> <p>刺し網漁に従事している僚船は、11月17日に多くの船が投網していたが、本事故当日が時化模様であったので、出漁していなかった。</p> <p>操縦者が所属する漁業協同組合の担当者は、本事故後、刺し網が海中に投入された状態で残っているのを確認した。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり 不明 あり</p> <p>本船は、西目漁港南南西方沖において、船首を南方に向けて刺し網漁の操業中、右舷方から波高約1mの波を受けたことから、左舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、09時00分ごろに出航した際、同乗していた友人の助言により一旦帰航しており、平成20年ごろから操業の手伝いをしてきた同友人に対して昼から再度出航しようと誘っていたものの、海象が回復していない状況下、1人で本船に乗り再度出航した状況については、操縦者が本事故により死亡していることから、明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者の死因は、溺水であった。</p> <p>操縦者は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者は、小型船舶操縦免許証が失効していたことから、本船の操縦を行ってはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、西目漁港南南西方沖において、船首を南方に向けて刺し網漁の操業中、右舷方から波高約1mの波を受けたため、左舷側に転覆したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 小型の船舶は、^{たん}堪航性、気象及び海象等を考慮し、出航の可否を慎重に判断すること。 |
|--|--|

付図1 事故発生場所概略図

